

被災した漁業者等のみなさまを支援します！

漁業者向け支援資金 ガイドブック

(平成23年5月版)

東日本大震災により被災された漁業者等のみなさまが、将来への希望と展望を持って水産業を再開できるよう、流失・破損した漁船・漁具等の復旧・復興や事業の再建のために立ち上がることを支援します。

被災した漁業者等がご利用できる 融資・保証制度があります。

※ 具体的な融資資金の内容は各ページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

- 水産庁漁政部水産経営課 03-3502-8418

※ 相談内容が具体的な融資や保証の場合は、金融機関等にご相談ください。

- 公庫資金

(株)日本政策金融公庫:TEL 0120-154-505(平日9時~21時)

TEL 0120-926-478(土日祝日9時~17時)

- その他制度資金

最寄りの漁協、信漁連、基金協会にご相談ください。相談窓口一覧は7ページにあります。

日本政策金融公庫資金の無利子融資が受けられます

日本政策金融公庫の資金(漁船資金、農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金及び漁業基盤整備資金など)について、被災漁業者等を対象として、**無担保・無保証人で無利子**融資が可能です。

【主な公庫資金の融資条件】

1. 漁船関連資金(漁船資金、漁業経営改善支援資金)

- ① 用途 : 漁船の建造、改造、取得などに必要な資金
- ② 貸付限度額 : 4億5,000万円等
- ③ 償還期限 : 【漁船資金】15年(うち据置期間5年)
【漁業経営改善支援資金】18年(うち据置期間6年)

2. 農林漁業セーフティネット資金

- ① 用途 : 漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金
- ② 貸付限度額 : 1,200万円
※ 貸付限度額については、経営規模から限度額の引き上げが必要であると認められる場合、年間経営費又は漁業収入のいずれか低い額とすることができます。
- ③ 償還期限 : 13年(うち据置期間6年)

3. 農林漁業施設資金

- ① 用途 : 漁具、養殖施設、漁場改良造成施設、災害復旧の漁船等の導入資金
- ② 貸付限度額 : 漁船1隻当たり7,000万円、1施設当たり1,200万円
- ③ 償還期限 : 18年(うち据置期間6年)

4. 漁業基盤整備資金

- ① 用途 : 漁港、漁場施設等の復旧等に必要な資金
- ② 貸付限度額 : なし
- ③ 償還期限 : 23年(うち据置期間6年)

※ 融資を受ける際は、(株)日本政策金融公庫にご相談ください。

漁業近代化資金の無利子融資が受けられます

漁協、信漁連などが融資する漁業近代化資金について、被災漁業者等を対象として、**無担保・無保証人**で**無利子**融資が可能です。

【主な漁業近代化資金の融資条件】

○ 1号資金(漁船)

- ① 用途：漁船の改造、建造又は取得に必要な資金
- ② 貸付限度額：20t以上3億6,000万円(注)、20t未満9,000万円(注) 等
- ③ 償還期限：18年(うち据置期間6年) 等

○ 2号資金(漁船漁具保管修理施設等)

- ① 用途：水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物販売施設等の取得資金
- ② 貸付限度額：漁業者等9,000万円(注)、漁協12億円(注) 等
- ③ 償還期限：18年(漁協は23年)、うち据置期間6年

○ 3号資金(漁場改良造成用機具等)

- ① 用途：漁船用油水分給用機具、種苗生産用機具等の取得資金
- ② 貸付限度額：漁業者等1,800万円、漁協12億円(注) 等
- ③ 償還期限：10年(漁協は13年)、うち据置期間5年

○ 4号資金(漁具等)

- ① 用途：漁具、養殖いかだ等の取得資金
- ② 貸付限度額：漁業者等1,800万円、養殖業者(個人)9,000万円(注)、養殖業者(法人)1億8,000万円 等
- ③ 償還期限：8年(うち据置期間5年)

○ 5号資金(水産動植物の種苗の購入又は育成)

- ① 用途：養殖、放流用種苗の購入・育成資金
- ② 貸付限度額：養殖業者(個人)9,000万円、養殖業者(法人)1億8,000万円(注)、漁協12億円(注) 等
- ③ 償還期限：8年(うち据置期間5年)

○ 6号資金(漁村環境整備施設)

- ① 用途：情報関連施設、集会施設、診療施設等の漁村環境整備施設資金
- ② 貸付限度額：漁協12億円(注)
- ③ 償還期限：23年(うち据置期間5年)

(注)特に承認を受けた場合、この限度額以上の融資も可能です。

※ 融資を受ける際は、お近くの信漁連、漁協等にご相談ください。

すでに借り入れている事業資金について、より有利な条件の資金に借り換えることが可能です

東日本大震災により被害のあった漁業者が、漁業経営が困難となった場合、漁業経営維持安定資金を利用して金融機関から低利の借換融資を受けることができます。

【漁業経営維持安定資金の融資条件】

利 率:沿岸漁業1.6%、遠洋漁業2.05%(平成23年4月1日現在)
償還期限:13年(特認18年)(うち据置期間6年)

(注) 本資金を利用する漁業者は、現在融資を受けている金融機関の協力を得ながら漁業経営再建計画を作成し、遠洋かつお・まぐろ漁業及び遠洋底びき網漁業を主として営む漁業者は農林水産大臣の認定、その他の漁業者は都道府県知事の認定を受ける必要があります。

※ このほか、都道府県が独自に借換資金を措置していれば、この活用も可能であり、いずれも中小漁業融資保証制度の活用により、無担保・無保証人での借り入れが可能です。

その他の復旧・復興に向けた漁業関連資金も無担保・無保証人で融資を受けることができます

東日本大震災により被災された漁業者、加工業者、漁協等が、金融機関から漁船建造資金や運転資金など漁業の再開に必要な資金を借り入れる際には、中小漁業融資保証制度の活用により、無担保・無保証人での借り入れが可能です。

※ 融資を受ける際は、お近くの金融機関までご相談の上、中小漁業融資保証制度をご活用ください。この保証制度を利用可能な金融機関を確認いただく場合は、お近くの漁業信用基金協会にお尋ねください。

資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に向けた対応も行われています

東日本大震災により、被害を受けた漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう、3月11日に関係金融機関に対して要請済みです。

また、日本政策金融公庫では、被災後、返済猶予の申込みが困難な状況が続くことが予想されるため、返済期日後に遅れて申込みをした場合でも、返済猶予に対応します。

さらに、関係金融機関では、被災した漁業者等の実情に応じ、本人確認等の審査書類の簡素化、契約手続きの迅速化等を通じて、窓口における親身な対応、適宜適切な貸し出し、柔軟な条件変更を行います。

支援資金の疑問についてお答えします

Q1 震災の被害により業況が厳しいので、すでに借りている資金の月々の返済を減らしたいのだが、どうすればよいのか。

A1 日本政策金融公庫、農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、漁業信用基金協会などでは、借り入れをされている方からの「貸付条件の変更」や「借換え」などのご相談に積極的に応じていますので、漁業経営維持安定資金などの借換資金の活用も含めて、これら金融機関等にご相談ください。

Q2 融資・保証の審査は通常通り必要なのか。

A2 水産庁では、関係金融機関に対しては、東日本大震災により被災漁業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における柔軟な対応、貸出担保請求の弾力化等について依頼しております。これにより、関係金融機関による、被災漁業者の個別の実情に応じた十分な対応が期待できます。

Q3 漁船、漁具ともに流失したため、漁業の再開には多額の融資が必要だが対応してもらえるのか。

A3 今回被災した漁業者の方々を対象とした無利子資金は、漁船の建造のみならず、漁具・養殖施設なども広く対象となっておりますので、漁業の再開に役立ててください。

Q4 水産加工業については、どういった制度を活用することができるのか。

A4 水産加工業を対象とした資金として、日本政策金融公庫が融資する水産加工資金（施設資金）、セーフティネット貸付（運転資金）などがあります。また、今回の被災者向けの中小漁業融資保証制度は水産加工業者もご利用いただけます。

Q5 風評被害などに対応した運転資金の融資は受けられるのか。

A5 今回被災した漁業者以外の方も利用できる一般の農林漁業セーフティネット資金などの運転資金の融資制度もありますので、ご利用ください。

Q6 これまで従業員として漁業に従事していたが、独立して新たに漁業経営を開始する場合、支援は受けられるのか。

A6 都道府県による沿岸漁業改善資金の貸付けのほか、県独自の新規就業者向けの支援事業がありますので、各都道府県の事業担当者にご相談ください。

【支援資金のご相談窓口】

融 資

【公庫資金】

日本政策金融公庫：TEL 0120-154-505（平日9時～21時）
TEL 0120-926-478（土日祝日9時～17時）

【その他制度資金】

最寄りの農林中金、漁協、信漁連にご相談ください。
農林中央金庫本店相談ダイヤル：TEL 0120-055-132

信用漁業協同組合連合会等への融資相談窓口（震災関連）

団体名	電話番号	団体名	電話番号
北海道信用漁業協同組合連合会	011-261-7822	大阪府漁業協同組合連合会	072-422-4763
青森県信用漁業協同組合連合会	017-722-1471	兵庫県信用漁業協同組合連合会	078-919-1210
岩手県信用漁業協同組合連合会	019-623-8315	和歌山県信用漁業協同組合連合会	073-432-0761
宮城県漁業協同組合	0225-21-5713	鳥取県信用漁業協同組合連合会	0857-23-1351
秋田県漁業協同組合	018-845-1311	漁業協同組合 JFLまね	0852-21-0002
山形県漁業協同組合	0234-24-5611	岡山県漁業協同組合連合会	086-262-4443
福島県信用漁業協同組合連合会	0246-29-2331	広島県信用漁業協同組合連合会	082-247-2301
茨城県信用漁業協同組合連合会	029-221-6281	山口県漁業協同組合	083-231-4282
千葉県信用漁業協同組合連合会	043-242-5261	徳島県信用漁業協同組合連合会	088-636-0530
東京都信用漁業協同組合連合会	03-3458-3031	香川県信用漁業協同組合連合会	087-851-5311
神奈川県信用漁業協同組合連合会	045-778-3880	愛媛県信用漁業協同組合連合会	089-933-8716
新潟県信用漁業協同組合連合会	025-241-7291	高知県信用漁業協同組合連合会	088-823-2251
富山県信用漁業協同組合連合会	076-441-3528	福岡県信用漁業協同組合連合会	092-751-2064
福井県信用漁業協同組合連合会	0776-21-6080	佐賀県信用漁業協同組合連合会	0952-22-3180
石川県信用漁業協同組合連合会	076-234-8821	長崎県信用漁業協同組合連合会	095-829-2470
静岡県信用漁業協同組合連合会	054-273-4447	熊本県漁業協同組合連合会	096-356-8551
愛知県信用漁業協同組合連合会	052-962-1481	大分県漁業協同組合	097-534-1522
三重県信用漁業協同組合連合会	059-226-6134	宮崎県信用漁業協同組合連合会	0985-27-4177
滋賀県漁業協同組合連合会	077-524-2418	鹿児島県信用漁業協同組合連合会	099-253-5531
京都府信用漁業協同組合連合会	0773-75-4195	沖縄県信用漁業協同組合連合会	098-860-2611

保 証

最寄りの漁業信用基金協会にご相談ください。
連絡先は（社）漁業信用基金中央会のホームページ
（<http://www.gyoshinki-chuo.or.jp/>）でもご覧いただけます。

協会名	電話番号	協会名	電話番号
北海道漁業信用基金協会	011-281-2816	大阪府漁業信用基金協会	06-6945-5690
青森県漁業信用基金協会	017-723-2714	兵庫県漁業信用基金協会	078-919-1314
岩手県漁業信用基金協会	019-623-5281	和歌山県漁業信用基金協会	073-432-4800
宮城県漁業信用基金協会	022-221-5326	鳥取県漁業信用基金協会	0857-26-8392
秋田県漁業信用基金協会	018-823-7362	島根県漁業信用基金協会	0852-21-0006
山形県漁業信用基金協会	0234-24-2604	岡山県漁業信用基金協会	086-234-2711
福島県漁業信用基金協会	0246-29-4433	広島県漁業信用基金協会	082-247-1989
茨城県漁業信用基金協会	029-226-0717	山口県漁業信用基金協会	083-261-1237
栃木県漁業信用基金協会	028-664-0237	徳島県漁業信用基金協会	088-636-0535
千葉県漁業信用基金協会	043-241-5510	香川県漁業信用基金協会	087-851-5424
東京都漁業信用基金協会	03-3458-2431	愛媛県漁業信用基金協会	089-933-5126
神奈川県漁業信用基金協会	045-778-5070	高知県漁業信用基金協会	088-873-7693
新潟県漁業信用基金協会	025-245-0814	福岡県漁業信用基金協会	092-781-4981
富山県漁業信用基金協会	076-441-6127	佐賀県漁業信用基金協会	0952-23-7823
福井県漁業信用基金協会	0776-22-6279	長崎県漁業信用基金協会	095-823-8171
石川県漁業信用基金協会	076-234-8827	熊本県漁業信用基金協会	096-329-9400
静岡県漁業信用基金協会	054-251-0717	大分県漁業信用基金協会	097-532-3496
愛知県漁業信用基金協会	052-950-2737	宮崎県漁業信用基金協会	0985-29-1313
三重県漁業信用基金協会	059-226-6441	鹿児島県漁業信用基金協会	099-253-8815
滋賀県漁業信用基金協会	077-528-3871	沖縄県漁業信用基金協会	098-860-2633
京都府漁業信用基金協会	0773-77-2238	全国遠洋沖合漁業信用基金協会	03-5646-2658

東日本大震災により、東北地方を中心として広い範囲で大きな被害が発生をいたしております。
被災された方々には、心からお見舞いを申し上げます。

水産庁